

2021年3月18日

株主各位

会社名 ロイヤルホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 菊地 唯夫
(コード番号 8179 東証第一部、福証)

「第72期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

株主のみなさまにお送りいたしました「第72期定時株主総会招集ご通知」の記載の一部に誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 修正箇所

「第72期定時株主総会招集ご通知」(株主総会参考書類)31頁
第3号議案 第三者割当による普通株式、新株予約権および種類株式発行の件
本新株予約権の内容のうち「(1)新株予約権の目的となる株式の種類」

2. 修正の内容(下線部が修正箇所)

《修正前》

② 本新株予約権

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通優先株式 4,112,400株
(2) 新株予約権の総数	41,124個
(3) 新株予約権の払込金額	41,124円
(4) 行使期間	2021年4月1日から2027年3月31日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)まで
(5) 行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 1,908円 行使価額は、行使請求の通知日の直前取引日(以下、「修正日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,431円(以下、「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。また、本新株予約権には、前回の行使価額修正以後6か月が経過するまでは行使することができないものとされております。
(6) 募集または割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により双日株式会社に全新株予約権を割り当てます。
(7) 割当日	2021年3月31日(水)
(8) その他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、ならびに本定時株主総会において本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることが条件となります。 なお、本新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は6か月に1度以下であることから、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項および日本証券業協会の定める第三者割当増資等の取扱いに関する規則第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

(注) 本新株予約権の内容の詳細につきましては、第1回新株予約権発行要項(別紙)をご参照ください。

《修正後》

② 本新株予約権

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式 4,112,400株
(2) 新株予約権の総数	41,124個
(3) 新株予約権の払込金額	41,124円
(4) 行使期間	2021年4月1日から2027年3月31日(同日が当社の営業日でない場合には、その直前の営業日)まで
(5) 行使価額および行使価額の修正条件	当初行使価額 1,908円 行使価額は、行使請求の通知日の直前取引日(以下、「修正日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が1,431円(以下、「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。また、本新株予約権には、前回の行使価額修正以後6か月が経過するまでは行使することができないものとされており
(6) 募集または割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により双日株式会社へ全新株予約権を割り当てます。
(7) 割当日	2021年3月31日(水)
(8) その他	本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していること、ならびに本定時株主総会において本定款変更に係る議案および本件増資に係る議案が承認されることが条件となります。 なお、本新株予約権に関して当社が行使価額を修正する頻度は6か月に1度以下であることから、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項および日本証券業協会の定める第三者割当増資等の取扱いに関する規則第2条第2号の定める「MSCB等」には該当しません。

(注) 本新株予約権の内容の詳細につきましては、第1回新株予約権発行要項(別紙)をご参照ください。

以上